別紙３

# 甲府市コミュニティバス車両に関する広告募集に係る抽選の実施について

１　実施条件

　　甲府市コミュニティバス車両広告募集要項第７（決定方法）（２）に基づき、予定（上限１台）を超える申込書の提出した者が複数あった場合に実施する。

２　実施日（予定）

　　令和７年３月３日（月）午後５時

３　実施場所

　　甲府市 企画部 リニア交通室 交通政策課

４　実施方法

（１）抽選はあみだくじで実施する。

（２）広告掲載申込書を提出された全者を対象（以下「抽選参加者」という。）とし、広告掲載申込書提出期限後、速やかに抽選となったことを連絡する。

（３）抽選参加者は、別紙「くじ引き線本数指定書」を速やかに交通政策課にＦＡＸ又は電子メールで提出をすること。この際、抽選参加者全者が指定した本数の合計がくじに引く横線の本数となる。

※　抽選実施日実施時間までに提出がない場合や意思表示が明確でない場合、その者の指定本数は常に１本とする。

（４）抽選参加者分の縦線に対し、左の縦線から広告掲載申込書提出順に抽選参加者を決定する。

※　申込書提出日が同日の場合は、先着順の受付となる。

（５）交通政策課は上記（４）の縦線下端に当選くじを指定する。当選くじの指定箇所は、左の縦線下端とする。

（６）提出された「くじ引き線本数指定書」に基づき横線を引き、くじ引きを実施する。

（７）横線を引く順番は次のとおりとする。

ア　抽選会参加者が２者の場合

　２本の縦線間に上から下に横線を引いていく。

イ　抽選会参加者が３者以上の場合

　抽選参加者分の縦線間に一番左の縦線から順に右側へ上から下に横線を引いていき、一番右の縦線まで引いた後、折り返して一番右の縦線の１つ手前の縦線から順に左側へ上から下へ引いていく。一番左の縦線まで引いた後、折り返して一番左の縦線の１つ手前の縦線から順に右側へ上から下へ引いていく。

（８）交通政策課は、くじ引きの結果を抽選参加者全者に速やかに連絡をし、後日抽選参加者に通知する。

（９）抽選参加者は、当該くじ引きの結果を交通政策課にて直接確認をすることができる。

令和　 　年　 　月　　 日

甲府市長　樋　口　雄　一　　様

# くじ引き線本数指定書

甲府市宮本・能泉地区買物・通院等送迎用コミュニティバス広告募集申込に係る広告掲載の決定の抽選について、次のとおりくじ引き線の本数を指定します。

**指定本数**

|  |  |
| --- | --- |
|  | **本** |

　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　　　　　　　　　　　　担当者連絡先

　　　　　　　　　　　　　　　　担当者名

# **抽選（あみだくじ）の方法**

**（例） ２者の場合**

指定本数

**Ｂ社 (1)**

**Ａ社 (3)**

1. **上記例で、Ａ社及びＢ社の並びは広告掲載申込書の提出が早い者から左へ並べる。抽選の実施決定後「くじ引き線本数指定書」の提出について、抽選参加者全者に連絡する。**
2. **抽選に参加する全者が指定した本数の合計がくじに引く横線の本数となる。（上記例では４本）。この線は、上記例のように上から下へＡ社とＢ社の間に引いていく。**
3. **上記例のとおり、市の担当者印の押印箇所（常に左の縦線下端）を引いた者を広告掲載決定者とする。上記例ではＡ社です。**

# **抽選（あみだくじ）の方法**

**（例） ３者の場合**

**Ｃ社 (4)**

**Ｂ社 (1)**

**Ａ社 (3)**

指定本数

**①　上記例で、Ａ社及びＢ社の並びは広告掲載申込書の提出が早い者から左へ並べる。抽選の実施決定後「くじ引き線本数指定書」の提出について、抽選参加者全者に連絡する。**

**②　抽選に参加する全者が指定した本数の合計がくじに引く横線の本数となる。（上記例では８本）。この線は、上記例のように上から下へＡ社とＢ社の間に引いていく。**

**③　上記例のとおり、市の担当者印の押印箇所（常に左の縦線下端）を引いた者を広告掲載決定者とする。上記例ではＢ社です。**